「「「2019 年度小学校教員資格認定試験実施要領(平成 31 年 4 月 19 日文部科学大臣決定)の取扱いについて」(令和元年 10 月 11 日文部科学大臣決定)により第 2 次試験を合格したものとして取扱うこととされた者に関する 2019 年度小学校教員資格認定試験の特例について」(令和元年 10 月 24 日文部科学大臣決定) 3 に規定する教科及び教職に関する専門性等を評価する措置について」(令和元年 10 月 24 日決定) 3 (3)に規定するレポート課題の評価基準について

記

「「「2019年度小学校教員資格認定試験実施要領(平成31年4月19日文部科学大臣決定)の取扱いについて」(令和元年10月11日文部科学大臣決定)により第2次試験を合格したものとして取扱うこととされた者に関する2019年度小学校教員資格認定試験の特例について」(令和元年10月24日文部科学大臣決定)3に規定する教科及び教職に関する専門性等を評価する措置について」(令和元年10月24日決定)3(3)に規定するレポート課題の評価については、次の表の左欄に掲げる得点の区分ごとに、右欄の評価とする。

| レポート課題の得点 | レポート課題の評価 |
|-----------|-----------|
| 80 点以上 | A |
| 70~79 点 | В |
| 60~69 点 | С |
| 60 点未満 | D |